

## 子ども体験コンサルタント設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子どもたちに多様な体験活動の機会を提供するため、新たに子ども向け体験プログラムを直接実施しようとする企業に派遣する「子ども体験コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）」の登録、派遣手続き等について必要な事項を定めるものとする。

### (登録)

第2条 公益社団法人福岡県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）会長は、コンサルタントとして体験活動に関して専門的な知識を有すると認める者に対し、様式第1号によりコンサルタントとしての登録を依頼する。

- 2 前項の規定により依頼を受けた者は、コンサルタントとして登録を承諾する場合、承諾書（様式第2号）に子ども体験コンサルタント登録票（様式第3号）を添えて県民会議会長に提出する。
- 3 県民会議会長は、前項の規定により承諾した者をコンサルタントとして登録し、子ども体験コンサルタント登録通知書（様式第4号）により通知するとともに、県民会議のホームページ等で公表する。
- 4 登録期間は登録日の属する年度の末日までとし、更新を妨げない。

### (登録の変更)

第3条 コンサルタントは、登録内容に変更があったときは、速やかに子ども体験コンサルタント登録変更届出書（様式第5号）により県民会議会長に届け出なければならない。

### (登録の抹消)

第4条 コンサルタントは第2条第4項の登録期間中に登録の取り下げを希望するときは、子ども体験コンサルタント登録抹消届出書（様式第6号）により、県民会議会長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、以下に掲げる場合には、県民会議会長はコンサルタントの登録を抹消することができる。
  - (1) コンサルタントが死亡したとき又はその事実が判明したとき
  - (2) その他コンサルタントとしてふさわしくない行為があったとき

### (派遣先及び派遣期間)

第5条 コンサルタントの派遣先は、第7条第2項で決定した企業とする。

- 2 派遣期間は、当該年度内とする。

### (職務)

第6条 コンサルタントは、第7条第2項で決定した企業に対して次に掲げる業務に従事する。

- (1) 子ども向け体験プログラムの企画に関する個別相談
  - (2) 子ども向け体験プログラムの開発・制作サポート
  - (3) 子ども向け体験プログラムの現場選定・実施調整サポート
  - (4) 子ども向け体験プログラムの運営サポート
- 2 コンサルタントが子ども向け体験プログラムを企画する際は以下に留意する。

- (1) 別紙「体験活動プログラムの考え方」に基づいた内容とする。
- (2) 一過性の体験にとどまらず、継続的なプログラムとなるよう、その企画段階で別紙「継続的なプログラムの例」を参考とした構成とする。

(派遣手続き)

- 第7条 企業は、コンサルタントの派遣を受けようとするときは、派遣を受けたい日の10日前までに子ども体験コンサルタント派遣申請書(様式第7号)を県民会議会長に提出する。
- 2 県民会議会長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、内容を審査の上、予算の範囲内で派遣の可否を決定し、子ども体験コンサルタント派遣決定通知書(様式第8号)により申請した企業に通知するものとする。
  - 3 派遣を受けた企業は、当該派遣により新たに実施することとなった子ども体験プログラムの実施状況を、県民会議会長に以下により報告する。
    - (1) 報告対象期間は、子ども体験プログラムを初めて実施する日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。
    - (2) 様式は任意とし、内容として少なくとも実施日、実施内容、参加した子どもの数、参加した子どもの感想(人数が多い場合は一部でも可)、参加した従業員の数、参加した従業員の感想、当日の様子が判る写真を記載する。
    - (3) 報告期限は報告対象期間の最終日から最も近い4月15日までとする。

(派遣費用)

第8条 コンサルタントに対する派遣費用は別に定めることとし、県民会議が負担する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県民会議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月12日から実施する。